

水産分野における優良系統の保護等に関するガイドライン（案）に関する御意見

委員・オブザーバー	該当箇所	御意見
伊原座長代理	P8	一覧表の特許法のところ「② 技術的思想の」とある部分に脚注で、「技術的思想」というのは「技術的なアイデア」と読み替えたほうが分かりやすい。
	P9	一覧表の冒頭の種苗法のところ「品種（水産植物を含む）」とあるのは、「植物の品種（藻類を含む）」、あるいは「植物の品種（藻類と一定のきのこ類を含む）」としたほうが良い。
	P10	一覧表の最下段の不競法の部分、「② 需要者の間に広く認識されているもの又は著名」とある部分は、「・・・広く認識されているもの（周知）又は著名」というようにするか、あるいは脚注で、前者は「周知」と言われるものである、というようなコメントを入れておく必要はないか。 そして、周知と著名がどのレベル感の有名性かもあわせて脚注で説明しておく必要はないか。
	P13	「ウ」の冒頭部分に下記の記載がある。 「知的財産に関する権利又は利益の侵害について、その権利者等は、 ①損害賠償請求、②差止請求、③不当利得返還請求、④信用回復措置請求等を含む各種の請求が可能であり、・・・」 この部分は、上記の説明でも端的に記載されているので分かる者には分かるが、これを語弊をおそれずに少し噛み砕いて説明すると、次のような感じになるか。 「・・・その権利者等は、侵害者に対し、これまでの侵害行為で権利者等が被った損害（損失）を補填する金銭の支払を求めることができ（損害賠償請求）、あるいは侵害者が侵害行為で不当に得た利得を権利者等へ払い出させることを求めることができる場合がある（不当利得返還請求）。 そして、今後も侵害行為がなされようとしている場合には、権利者等は侵害者に対し、侵害行為の差し止めを求めることができ（差止請求）、さらに侵害行為により業務上の信用が毀損されたような事案では、侵害者に対し、棄損された権利者等の信用を回復させるための一定の措置（謝罪広告など）をとるよう裁判所に命じてもらうことができる場合もある（信用回復措置請求）。」 なお、実際の裁判で、「③不当利得返還請求」や「④信用回復措置請求」などされるのは稀なので、本文に書かず、本文では①損害賠償請求、②差止請求だけを書き、③や④は脚注で書いてもよいかと思う。 また差止請求に附帯させて侵害品の廃棄請求などもできるなども脚注でコメントすることも考えられる。 また、ここは民事的な救済のことだけが書かれているが、故意に他者の知的財産権を侵害すると刑事罰に処せられることもあるので、民事と刑事の両面から考察する必要がある旨を書しておく必要はないか。
	P14	四角囲いの下で、「実施・利用または使用が制限される場合がある。」という下りがありますが、特許発明は実施、著作物は利用、商標や商品等表示は使用という法律概念で書かれていると思うのですが、知財法を知っている人間には問題無い表現でも知らない人には、？？？どう違うの？ということにはならないですかね？
	P15	一覧表の 2 欄目の「陳腐か」は「陳腐化」の誤記。
	P16	一覧表の 2 欄目「発明該当性」は理解できるか。
	P16	同 3 欄目の「先使用权（・・・）等により保護を図ることはできるが、」という部分、こう言い切ってしまうにはリスクはないか。立証するのは結構大変。
	P16	同 4 欄目、「特許発明を容易に回避」という表現は大丈夫か。
	P16	脚注 1 2, 「秘匿、」は「独占的排他権」にかかるか。また、「独占的排他権を実施する」という表現は大丈夫か。
	P17	特許は公開されるという説明のところ、脚注にでも非公開特許制度が例外的に存在していることをコメントしておく必要はないか。

本多委員	P23	「商品等表示」が事業者の間に広く認識されていること」とある中の「事業者」は、「需要者」の誤記（不競法2条1項1号）。
	P23	（5）デザイン・表現の保護の項、意匠法と不競法2条1項3号のみが説明されているが、ここで著作権について、まったく触れる必要はないか（脚注でも）。 また、不競法2条1項1号（周知商品形態）あるいは2号でも商品形態の保護を受ける場合もあることを、脚注でも指摘しておく必要はないか。
	P24	「(1) 優良系統」の節で、「優良系統の保護が議論されることがある。」とありますが、「優良系統の保護を議論する必要がある。」くらいに強めてはいかがでしょうか？
	P24	同じく「(1) 優良系統」の節で、「（遺伝的獲得量 ²² の結果）」とありますが、このワンフレーズがこの一文の速やかな理解を妨げるように思えます。注釈も含めて削除した方がよいように思いました。 あるいは、「遺伝的改良の結果」に変えてみてはいかがでしょうか？
	P25	「そして、優良形質を第三者が意図的に再現不可能な状態（～）を実現したことをもって優良系統の保護が実現したと評価するものとする」とありますが、これは例えば、「そして、優良形質を第三者が不正に再現することを不可能にしたことをもって優良系統の保護が実現したと評価するものとする」とした方が、誤解を招かなくてよいと感じました。 前者の文章だと、例えばA社が最初に高成長系統を造成した場合、他社は独立に高成長系統を造成してはいけなくないように読めてしまうと思ったためです。
	P25	(2) 優良形質の節、2行目：「何をもって優秀と～」→「何をもって優良と～」
	P26	・「イ 血縁関係による選抜」→「イ 血統情報を利用した選抜」 ・このパラグラフでは表現型に加えて血統情報を利用することで「育種価」が推定できるようになることと、血統情報があれば近交回避ができるようになることが入り乱れてしまっているように思います。以下のように修正してはいかがでしょうか？ 1行目：「近親交配にならない」→削除 5行目：「これにより、～避けられる。」→削除 6行目以降：「また、近親交配にならないような個体を親に選んで交配し、子供を作ることでもできる（近交回避）。育種価の推定と近交回避を組み合わせることにより、段々とより成長のよい子供が～」
	P26	・「ウ ゲノム選抜」の節、4行目：「潜在的に有する形質」→「潜在的に有する遺伝的能力」 ・「イ 血縁関係による選抜」の節と同様の理由で、以下のように修正してはいかがでしょうか？ 1行目：「近親交配にならず、かつ、」→削除 6行目～次ページ「これにより、～確実に選ぶことができる」→「これにより、遺伝的能力の高い個体をより高い精度で選抜できることが期待される」 P27, 3～6行目：削除 P27, 7行目：「血縁関係による選抜と異なり」→「血統情報のみを利用した選抜と異なり」 P27, 8行目：「世代間隔が早くなる」→「世代間隔が短くなる」

	P28	(3) ゲノム選抜を例とする理由の節、4行目：「血縁関係による選抜」→「血統情報を利用した選抜」 13 & 15行目：「②血縁関係による選抜」→「②血統情報を利用した選抜」 16行目：「育種価」→「期待育種価」？ 17行目：「親魚」→「両親」？ 「育種価」→「期待育種価」？
	P29	図7：青と灰色のボックスの中身は「ゲノム情報等」と「選抜方法」ではなくて、「無体物」と「有体物」ではないですか？
経済産業省	P10	一覧表中 不正競争防止法 商品等表示 ② 需要者の間に広く認識されているもの又は著名 <u>なもの</u>
	P12	まず、自動給餌システムの技術内容（これを構成する各装置や方法を含む。）は、特許又は営業秘密としての保護が考えられる。また、自動給餌システムの設定パラメータ等は、特に特許性を欠く場合であっても、不正競争防止法（平成5年法律第47号）上の要件 <u>（不正競争防止法2条6項）</u> を満たす管理がなされている場合 ⁵ には、営業秘密として保護 <u>を受けることが可能である</u> 。 <u>5 営業秘密として不正競争防止法による保護を受けるためには、後掲(3) 技術・アイデアの保護 イ 秘匿 (7) 不正競争防止法による保護（営業秘密としての保護）において紹介しているように、秘密管理以外にも、要件を満たす必要がある点に留意が必要である。</u>
	P12	<u>また、</u> 意匠登録がない場合でも、…
	P13	<u>「地域ブランド」</u> <u>「地理的表示（GI）」</u>
	P15	自らの事業 <u>と情報の性質・内容</u> を勘案の上で、…
	P15	一覧表中 技術やアイデアの価値の長さ <u>陳腐化</u>
	P18	…不正競争防止法に基づく <u>差止請求（不正競争防止法3条）</u> や損害賠償請求（不正競争防止法4条） <u>や差止請求（不正競争防止法3条）</u> 等の民事上の救済措置や罰金等の刑事罰（不正競争防止法21条及び22条）の適用が可能となる。
	P19	16 経済産業省、前掲注 <u>18</u> 15・15頁参照。
	P20	18 秘密保持契約書の例としては、経済産業省「秘密情報の保護ハンドブック」（最終改訂：令和4年5月） (https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf)—【参考資料2 https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf 】「各種契約等の参考例」の秘密保持契約書なども参考となる。
	P23	… <u>商標登録を行い</u> <u>されている</u> 商標権を行使する方がより実効的にブランド保護を図ることができることも少なくない。

養殖業における営業秘密の保護ガイドライン（案）に関する御意見

委員・オブザーバー	該当箇所	御意見
伊原座長代理	P4	「また、これまで熟練生産者の「暗黙知」にとどまっていたノウハウを「形式知」化していく必要もある。」とあるが、どうして必要なのか、理由が書かれていないですが大丈夫か。 スマート漁業で必要なのか、保護が受けやすくなるからか、事業の継続性で必要なのか。「暗黙知」の定義みたいなものは、9 ページで括弧書きされているが、括弧書きの位置は、ここでもなくてもいいということか。
	P4	「種苗法の改正」は、令和2年という改正年を入れる必要はないか。ちなみに、植物の分野だけでなく、養殖業界でも「種苗」という用語を使うので、ここでいう種苗法は、植物新品種についての保護の法律のことだということを脚注でコメントしておいても親切かもしれない。 また、和牛2法の制定年を入れる必要はないか。
	P4	「飼餌料」の「料」は「量」か。
	P4	「他者に知られることにより経営に大きな侵害が生じる」とあるが、知られたら、経営に大きな「侵害が生じる」とは、経営権の侵害とは、何か。表現は適切か。論理が飛躍していないか。
	P4	「営業秘密の枠組み」は、「保護の枠組み」か。
	P4	「養殖経営体」の「経営体」という用語は一般的か。「事業体」のほうが耳に馴染んでいる。
	P5	「その活用」の「その」は何を受けているのか。
	P5	「（以下「技術・ノウハウ等」という。）」は、ここで初めて出てくる話ではない。（1）で知的財産という用語も登場するので、そこで書いてしまうことも検討してはどうか。
	P8	「有体物」などという法律専門用語が登場しているが、大丈夫か。
	P10	「誰に帰属するのか」とあるが、「帰属」というのも法律家が良く使う概念だが、「誰のものとされるのか」ぐらいのマイルドな表現を、「帰属するのか」の後に「言い換えれば、」に続けて書いておいても良いかもしれない。
	P12	「農業分野営業秘密ガイドライン」は、これは略称になっていて、正式名称は、冒頭の背景の項で出ている。以後、略称するのであれば、ここで、正式名称を再度書いて、以下略称するという書き方のほうが良いかも知れない。
	P23	「無形の技術」とあり、技術に「無形」と「有形」があることになっているが、読者は分かるか。
経済産業省	P55	「その過程で、出願内容は公開される（特許法65条：出願公開制度）」とあるが、ここで、脚注でも、「非公開特許制度」が創設されたことをコメントしておく必要はないか。
	P10	また、刑事上の責任として、10 年以下の懲役や2,000万円以下の罰金などの刑事罰も規定されている（不競法21条。 <u>なお、国外への情報の開示等の一部の行為については、3,000万円以下の罰金に重罰化されている。</u> ）。 （コメント：情報の海外流出への懸念は深刻と思われるところ、海外重罰について軽く追記があっても良いと思い、加筆しました。）
	P14	屋外や海上において、常時監視できるように監視カメラを設置するもたリといったことは、・・・
経済産業省	P15	このような場合には、技術・ノウハウ等に触れることができる従業員を制限し、その限られた従業員の間で当該技術・ノウハウ等が秘密であるという認識を高めたり、書面で秘密情報の管理のルールを定め、従業員間の秘密情報の管理意識を醸成するなど、 <u>情報の重要度・漏えいリスクの高低、対策費用の大小も踏まえて</u> 、経営の規模に応じた <u>合理的な</u> 秘密管理措置を施すべきである。 （コメント：絶対的な基準に基づくものではなく、「合理的な管理措置」で足りること。その判断に当たって考慮すべき要素について、趣旨の明確化の観点から追記しました。）

P17	さらに、一定数以上の従業員を雇用する場合には、技術・ノウハウ等に接する従業員等を限定し、 <u>これらの情報に接する必要のない他の</u> 従業員等が不必要に技術・ノウハウ等に接することがないように管理することも重要である。
P18	地方公務員法 <u>法</u> 34条
P24	従業員等が転職等した場合でも、そもそも当該従業員等が秘密情報に接していなければ、秘密情報が <u>社外に</u> 流出する可能性が生じないし、従業員等が不必要に秘密情報に接することができたという事情は、秘密管理性を否定する事情にもなり得る。 <u>また、</u> 当該従業員等にとっても、…
P41	1 経済産業省ホームページ「秘密情報の保護ハンドブック」（ <u>最終改訂：令和4平成28</u> 年5 <u>2</u> 月） <u>（</u> https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf <u>）の</u> 【参考資料2】各種契約書等の参考例 https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html#handbook